

# 福岡県公報

令和 7 年 5 月 2 日  
第 592 号

## 目 次

### 告 示 (第297号 - 第300号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ……………	1
○保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ……………	2
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	2
<b>公 告</b>	
○土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) ……………	3
○落札者等の公示 (警察本部会計課) ……………	3
○落札者等の公示 (警察本部会計課) ……………	3
○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………	4
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………	4
○土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ……………	4
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	4
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	4
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ……………	5
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………	5
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………	6
○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ……………	8
○落札者等の公示 (県民情報広報課) ……………	9
○落札者等の公示 (総務事務厚生課) ……………	9

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ……………	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (開発・盛土指導課) ……………	10
○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ……………	10

### 選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の報告 (行財政支援課) ……………	10
--	----

### 公安委員会

○教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) ……………	10
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………	12
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………	12
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……………	13
○年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………	14
○クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……………	14

## 告 示

### 福岡県告示第297号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯塚市天道字天神森272、字大谷286、288、296
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第298号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所  
田川郡添田町大字津野字榎ノ本4991の1（次の図に示す部分に限る。）、字大丸山5161の1（次の図に示す部分に限る。）、字大丸岸5181の1（次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第299号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域  
京都府苅田町新松山二丁目2番、4番及び6番の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物
- 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物
- 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性  
規則第58条第5項第11号（埋立地特例区域）に該当

**福岡県告示第300号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年5月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	勝立川線	大牟田市船津町454番1先から 大牟田市船津町366番1先まで

## 公 告

### 公告

宮ノ陣第二土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 就任理事

氏名	住所
緒方 英司	久留米市宮ノ陣町大杜1498番地2
権藤 友一	久留米市宮ノ陣町大杜1547番地1

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品の名称  
四輪車両用タイヤ単価契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

#### 3 落札を決定した日

令和7年3月18日

#### 4 落札者の氏名及び住所

##### (1) 氏名

株式会社東亜商会

##### (2) 住所

福岡市中央区警固一丁目8番7号

#### 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

24,345,816円

#### 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 7 入札公告

令和7年1月31日

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 落札に係る物品の名称

福岡地区車両用燃料単価契約

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

##### (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

#### 3 落札を決定した日

令和7年3月18日

#### 4 落札者の氏名及び住所

##### (1) 氏名

株式会社西日本宇佐美九州支店

(2) 住所

筑紫野市大字永岡720番地1

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む）

83,981,910円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

令和7年1月31日

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇美町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

宇美須恵都市計画下水道（令和7年3月27日宇美町告示第27号）

### 公告

三橋上庄土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
原田 一三	柳川市三橋町棚町816番地

### 公告

筑後東部第2期土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
井口 金平	筑後市大字下妻384番地2

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
小郡土地改良区	令和7年4月18日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大刀洗北部土地改良区	令和7年4月18日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
矢部川左岸土地改良区	令和 7 年 4 月 18 日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡苅田町大字馬場字石溝田 421 番 1、421 番 4 及び 421 番 6 から 421 番 15 まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北九州市小倉北区田町 8 番 4 号  
株式会社住研ホーム  
代表取締役 吉村 博孝

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
大川市大字三丸字馬場添 1461 番 1、1461 番 3 及び 1461 番 5 並びに字東深町 1485 番 1、1486 番 1、1487 番 1 及び 1487 番 2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大川市大字三丸 1489 番地 1

株式会社カワノプロジェクト

代表取締役 川野 達朗

### 公告

筑後市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
田中 瑞廣	筑後市大字江口 744 番地
下川 栄治	筑後市大字馬間田 1128 番地
坂本 好教	筑後市大字折地 725 番地
中村 浩章	筑後市大字津島 915 番地
田島 雅弘	筑後市大字鶴田 1565 番地 1
井口 俊文	筑後市大字下妻 116 番地 6
井口 富雄	柳川市隅町 48 番地 1
塚本 治	筑後市大字中牟田 616 番地 1
江崎 勝巳	筑後市大字島田 1262 番地
野田 達男	筑後市大字井田 2133 番地
吉武 浩治	筑後市大字井田 2117 番地
城崎 新	筑後市大字水田 642 番地
田中 稔	筑後市大字新溝 597 番地 2
成清 修	筑後市大字北長田 149 番地 2
竹島 智文	筑後市大字久恵 1137 番地 4
貝田 晴義	筑後市大字富久 574 番地

富永 哲治	筑後市大字若菜1656番地
田中 輝登	筑後市大字富重637番地 3
重富 次雄	筑後市大字西牟田3472番地 1
尋木 秀樹	筑後市大字津島1157番地 2
橋爪 秀則	みやま市瀬高町本郷585番地
三小田 新二	みやま市瀬高町本郷903番地 2

## 2 退任監事

氏 名	住 所
後藤 安男	筑後市大字井田1069番地
矢加部 豊	筑後市大字溝口1289番地 1
中園 陽子	筑後市大字熊野1203番地42

## 3 就任理事

氏 名	住 所
田中 瑞廣	筑後市大字江口744番地
下川 栄治	筑後市大字馬間田1128番地
坂本 好教	筑後市大字折地725番地
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地 6
井口 富雄	柳川市隅町48番地 1
塚本 治	筑後市大字中牟田616番地 1
吉武 浩治	筑後市大字井田2117番地
野田 達男	筑後市大字井田2133番地
下川 秀隆	筑後市大字島田1049番地
城崎 新	筑後市大字水田642番地
田島 雅弘	筑後市大字鶴田1565番地 1

成清 修	筑後市大字北長田149番地 2
竹島 智文	筑後市大字久恵1137番地 4
貝田 晴義	筑後市大字富久574番地
田中 輝登	筑後市大字富重637番地 3
重富 次雄	筑後市大字西牟田3472番地 1
中村 浩章	筑後市大字津島915番地
三小田 新二	みやま市瀬高町本郷903番地 2
田中 恵一	筑後市大字熊野1041番地 1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
矢加部 豊	筑後市大字溝口1289番地 1
後藤 安男	筑後市大字井田1069番地
中園 陽子	筑後市大字熊野1203番地42

## 公告

三潁南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
椛島 練二	柳川市南浜武422番地 1
石橋 直美	大川市大字向島526番地
辻 正光	大川市大字諸富372番地

下川 募	大川市大字三丸2011番地
岡 喜一	大川市大字三丸1592番地 1
野口 秀一	柳川市金納206番地 1
池上 利勝	柳川市西蒲池1363・1364番地 1
大藪 健ノ助	柳川市矢加部138番地 5
高田 學	柳川市間255番地 1
乗富 三知人	柳川市間1642番地 1
大曲 勝敏	柳川市西浜武1341番地
荒巻 勝典	柳川市古賀368番地 1
高田 和彦	柳川市七ツ家1149番地10
江崎 久男	大川市大字紅粉屋324番地 1
古賀 堯	大川市大字新田842番地
古賀 九	大川市大字小保260番地 3
野口 壽格	三潞郡大木町大字三八松1011番地 2
北島 良則	三潞郡大木町大字絵下古賀521番地
久良木 登	三潞郡大木町大字侍島720番地
田中 範昭	大川市大字下牟田口404番地 1
内村 誠二	大川市大字本木室878番地 5
水落 正憲	大川市大字中木室925番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
梶島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
松永 静義	三潞郡大木町大字奥牟田1132番地
石橋 徹	大川市大字三丸543番地

田中 秀次	柳川市金納349番地 2
松本 栄治	柳川市古賀324番地 1
佐野 幸登	大川市大字一木1383・1384番地
吉武 一徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地 1
野口 能男	大川市大字下牟田口1558番地
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
新谷 一廣	柳川市矢加部115番地 1
石橋 直美	大川市大字向島526番地
平田 敏郎	大川市大字諸富238番地
志牟田 益穂	大川市大字坂井658番地
石橋 徹	大川市大字三丸543番地
大淵 一壽	柳川市西蒲池835番地
牟田口 保弘	柳川市金納255番地 3
松本 栄治	柳川市古賀324番地 1
高田 學	柳川市間255番地 1
乗富 三知人	柳川市間1642番地 1
梶島 練二	柳川市南浜武422番地 1
高田 和彦	柳川市七ツ家1149番地10
待鳥 民秋	柳川市西浜武499番地 2
井口 信昭	大川市大字紅粉屋160番地 1
石山 公彦	大川市大字一木533番地 4
山口 浩康	大川市大字新田179番地 3
中島 宗昭	三潞郡大木町大字三八松324番地

荒巻 隆吉	三潞郡大木町大字筏溝605番地
徳永 伸行	三潞郡大木町大字上八院587番地 1
平木 俊博	三潞郡大木町大字上木佐木1174番地
北島 昭人	三潞郡大木町大字侍島491番地 1
内村 誠二	大川市大字本木室878番地 5
水落 一磨	大川市大字中木室391番地 1
田中 範昭	大川市大字下牟田口404番地 1
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
柁島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
松永 静義	三潞郡大木町大字奥牟田1132番地
吉村 和徳	大川市大字坂井168番地 1
阿具根 友喜	柳川市矢加部711番地
松本 淳士	柳川市南浜武328・329番地合併 1
植木 秋義	大川市大字九網46番地 2
熊本 森行	三潞郡大木町大字蛭池1008番地
宮崎 和喜	大川市大字本木室298番地
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地

## 公告

八女地区土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
西江 道明	八女市本2971番地
西村 一幸	八女市本2983番地 1
松延 正弘	八女市今福1181番地 4
川口 辰弘	八女市黒土191番地 1
中嶋 義則	八女市本1368番地 1
樋口 達也	八女市今福933番地
鬼木 勝平	八女市本858番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
松延 政勝	八女市今福1257番地10
野上 久義	八女市本625番地 1

## 3 就任理事

氏 名	住 所
西江 道明	八女市本2971番地
西村 一幸	八女市本2983番地 1
松延 正弘	八女市今福1181番地 4
川口 辰弘	八女市黒土191番地 1
鬼木 勝平	八女市本858番地
西村 俊二	八女市本371番地 1
松延 清隆	八女市今福1175番地 2

## 4 就任監事



氏名	住所
野上 久義	八女市本625番地1
平井 英治	八女市岩崎197番地1

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品の名称及び数量  
令和7年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」  
朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県総務部県民情報広報課  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日  
令和7年3月14日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社読売広告西部  
(2) 住所  
福岡市中央区赤坂一丁目16番5号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
36,735,600円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告日

令和7年1月28日

**公告**

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称  
庶務事務システム保守運用業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課  
(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日  
令和7年4月1日
- 契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏名  
富士電機ITソリューション株式会社福岡支店  
(2) 住所  
福岡市博多区店屋町5番18号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
50,172,100円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市都府楼南二丁目559番5、560番1、566番603及び1555番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
太宰府市都府楼南二丁目1番10号  
本岡 秀二

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年福岡県規則第17号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部開発・盛土指導課に備え置きます。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見を募集しなかった理由  
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 規則の公布日  
令和7年3月28日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年5月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市横隈字上ノ山下1563番1から1563番11まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区博多駅南五丁目15番9号  
株式会社不動産総合センター  
代表取締役 寺園 公教

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3項に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年5月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

市町村名	施設名	所在地	指定年月日
北九州市	北九州市折尾まちづくり 記念館 会議室2・3	北九州市八幡西区堀川町5番23号	令和7年4月8日

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第125号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和7年5月2日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類  
教習指導員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類  
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。  
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 3 審査の方法  
規則第12条に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和7年6月9日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
令和7年6月10日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	技能		
令和7年6月11日（水曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和7年6月16日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		大野城市下大利三丁目2番20号 南福岡自動車学校	大型二輪及び普通二輪免許
令和7年6月17日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		北九州市小倉北区西港町15番地の5 西港自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊及び牽引免許
令和7年6月18日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑	普通及び普通第二種免許

- 5 審査の申請手続及び受付期間
  - (1) 審査の申請手続
    - ア 提出書類
      - 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
      - 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両

面の写し  
なお、免許情報記録個人番号カードによる場合は、これを提示すること。  
○ 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	15,100円
普通免許	12,000円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,950円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,850円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面
- ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。  
郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
- ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和7年5月27日（火曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和7年5月27日（火曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、運転免許証（仮運転免許証を除く。）又は免許情報記録個人番号カードを携帯しておくこと。

- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
 郵便番号 811-1392  
 所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号  
 電話番号 092-566-2892

**福岡県公安委員会告示第126号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年5月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和7年6月26日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第127号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和7年5月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和7年6月11日(水) 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸二丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
令和7年6月17日(火) 午後1時30分～午後4時30分	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
令和7年6月23日(月) 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第128号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

令和7年5月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年7月3日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年7月10日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和7年7月17日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和7年7月3日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受

講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第129号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第36条第1項の規定により告示する。

令和7年5月2日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所等

##### (1) 講習会の日時

令和7年6月22日（日）午前10時00分から午後5時00分までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

#### 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、開催日の一週間前までに行うこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更するときは申請者宛に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第130号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和7年5月2日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

##### (1) 講習会の日時

令和7年6月15日（日）午前9時00分から午前12時00分までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ

メートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。  
。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。